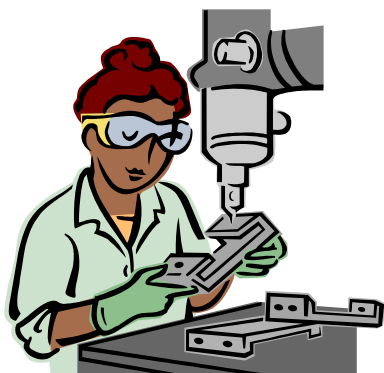


新 規	総合計画： 2（自立創造）－2－3	
	小規模事業者経営改善事業	平成27年度事業費 750千円

小規模事業者の経営の安定と発展を推進します。



市内の小規模事業者が事業上必要な資金の融資を受けることにより生ずる利子の一部を補助することで経営の安定と発展を図ることを目的としています。

小規模事業者経営改善資金利子補給補助金制度を平成26年4月1日より施行、新城市商工会の推薦を受け、株式会社日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金融資（以下「マル経融資」という。）を受けたものに対し、マル経融資を受けた日から起算して12か月分（平成26年4月1日以降に融資実行された方）の支払利子額の2分の1を補助します。

主な経費

小規模事業者経営改善資金利子補給補助金	750千円
---------------------	-------

財源

市税等で負担する額	750千円
-----------	-------

担当課：産業・立地部 商工・立地課

電 話：0536-23-7634

メールアドレス：shoukou@city.shinshiro.lg.jp